

## ～ リバウンド防止措置について～

村民の皆さまには、感染予防のため、外出自粛、営業時間の短縮など、長期にわたりご協力いただき、心から感謝申し上げます。

政府は、東京都に発出していた新型コロナウイルス緊急事態宣言について、9月30日をもって解除し、制限を段階的に緩和することを決定しました。

宣言解除を受けて東京都では、10月1日から24日までを「リバウンド防止措置」期間として定め、引き続き強い警戒感を保ちながら緩やかに解除することとしました。

感染のリバウンドを防ぐためには、社会全体で力を合わせて取り組むことが重要です。三宅村におきましても東京都と同様、村民の皆さまに次の3点について、お願いをいたします。

一つ目は、「外出時には少人数で、混雑している時間や場所を避けた行動をすること。」、二つ目は「午後9時以降の飲食店への出入りの自粛」。三つ目は、「都道府県間の移動の際における基本的な感染防止対策の徹底」です。

また、島内においても、密閉・密集・密接の3つの密の条件を満たす場所への外出を避ける「3密の回避」、マスク着用、こまめな手洗い、手指消毒、会食は4人以内などの「基本的な感染予防対策の徹底」を引き続き心がけていただきますようお願いいたします。

緊急事態宣言は解除されましたが、新型コロナウイルス感染症が終息したわけではありません。

皆さまとともにコロナウイルスに打ち勝ち、一日も早く笑顔で明るく生活できる日常に戻れるよう、住民の皆さま、お一人お一人の心を一つにして取り組み、私たちの三宅島を守っていきましょう！

### 1 外出等のお願い

#### 【住民の皆さまへ】

外出は、少人数で混雑している時間や場所を避けた行動をお願いします。また、21時以降、飲食店等への出入りの自粛をお願いします。帰省、旅行、出張等で都道府県間の移動の際は、基本的な感染防止対策を徹底をお願いします。

#### 【来島される皆さまへ】

来島される場合は、基本的な感染防止対策を徹底し、三宅島観光協会が定めた「ガイドライン」の遵守をお願いします。

## 2 公共施設の利用時間について

- 利用時間**● 全ての村公共施設（学校施設も含む）について、最長で21時までとします。  
ただし、閉館時間が21時前の施設は従前の閉館時間といたします。  
※火葬場の通夜等については従来どおり22時までとします。
- 期 間**● 令和3年10月1日(金)～令和3年10月24日(日)
- 注意事項**● ①以下の取り組みの実施をお願いします。
  - ・従業員に対する検査の勧奨
  - ・入場をする者の整理等
  - ・発熱等の症状のある者の入場の禁止
  - ・手指の消毒設備の設置
  - ・事業を行う場所の消毒
  - ・入場をする者に対するマスク着用周知
  - ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止(すでに入場している者の退場を含む)
  - ・施設の換気
  - ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置(アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)
- ②感染防止のため、施設の利用規定及び各団体が定めた利用基準を遵守ください。

## 3 事業者等の皆さまへの営業時間短縮等のお願い

### 【飲食店及び飲食に関連する施設】

■東京都「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、店頭への掲示店舗

- 1) 営業時間の短縮（5時～21時）をお願いします。
- 2) 同一グループの同一テーブルへの入店案内を原則4人以内としてください。
- 3) 酒類の提供は、11時～20時までとしてください。

■東京都「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」未交付（未掲示）店舗

- 1) 営業時間の短縮（5時～20時）をお願いします。
- 2) 酒類提供・持込の自粛をお願いします。

※カラオケ設備について

- 1) 飲食提供店舗は、カラオケ設備の利用自粛をお願いします。
- 2) 飲食以外の店舗において、カラオケ設備の提供を行う場合は、利用者の密防止、換気の確保等の感染防止対策の徹底をお願いします。

### 【飲食店以外】

- 1) 営業時間の短縮（5時～21時）にご協力をお願いします。

- 注意事項**● ①すべての店舗に、以下の取り組みの実施をお願いします。
  - ・従業員に対する検査の勧奨
  - ・入場をする者の整理等
  - ・発熱等の症状のある者の入場の禁止
  - ・手指の消毒設備の設置
  - ・事業を行う場所の消毒
  - ・入場をする者に対するマスク着用周知
  - ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止(すでに入場している者の退場を含む)
  - ・施設の換気
  - ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置(アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)
- ②事業者の皆さまには、感染防止対策の徹底をお願いします。

## 4 そのほか

- \* 村内の小中学校及び高校、保育園は感染防止対策を徹底したうえで、通常に継続します。
- \* 村内の介護保険事業所は、感染防止対策を徹底したうえで事業を継続します。

\* 島内での陽性患者発生状況等により、対策が変更となる場合もあります。その場合は、改めてお知らせいたします。